

補足的検討課題③

（第1－3 相手方の脆弱性や地位・関係性を利用して行われる性交等及びわいせつな行為に係る罪を新設すること）

第1-3 相手方の脆弱性や地位・関係性を利用して行われる性交等及びわいせつな行為に係る罪を新設すること

A案

18歳未満の者又は心身の障害を有する者に対し、一定の地位・関係性を有する者〔例えば教師、スポーツの指導者、祖父母、おじ・おば、兄弟姉妹、障害者施設職員等〕であることによる影響力があることに乗じて、性交等をした者は、5年以上の有期懲役に処するものとする。

B案

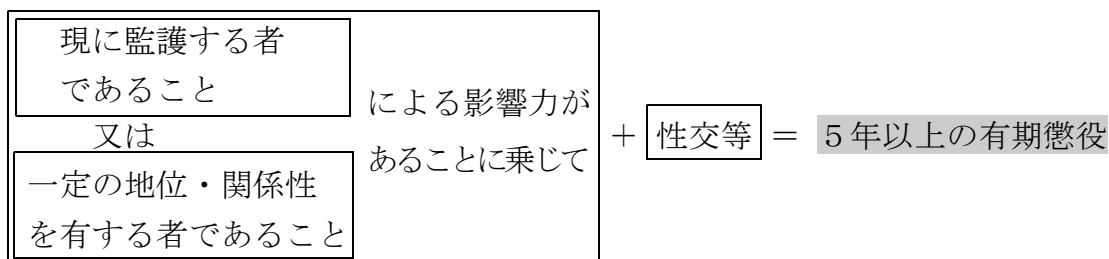
次の事由その他の事由により、拒絶する意思を形成・表明・実現することが困難であることに乗じて、性交等をした者は、強制性交等の罪とし、5年以上の有期懲役に処するものとする。

- 重大な不利益の憂慮

〔補足的検討課題〕

地位・関係性利用の要件の在り方

A案



- 18歳未満の者は、自分との間に、その地位・関係性（例えば教師、スポーツの指導者、祖父母、おじ・おば、兄弟姉妹）があることをもって、性交等をするかどうかについて一律に自由な意思決定ができないといえるか。
- 心身の障害を有する者は、自分との間に、その地位・関係性（例えば障害者施設職員）があることをもって、性交等をするかどうかについて一律に自由な意思決定ができないといえるか。
- 一律に自由な意思決定ができないといえるような地位・関係性に限定するとして、それを明確かつ過不足なく規定することができるか。実質要件を付加することが必要とならないか。
- 監護者性交等罪における「乗じて」と同じ解釈を維持できるか。

B案

地位・関係性に基づく
重大な不利益の憂慮により

→ 拒絶する意思の形成・表明・実現が困難 + 性交等 = 強制性交等罪

- 列挙事由である「重大な不利益の憂慮」と「拒絶する意思の形成・表明・実現が困難」との関係の考え方に鑑み、「不利益の憂慮」について「重大な」という限定が必要となるか。
- 同様に、「地位・関係性」について、例えば教師・スポーツの指導者と生徒、祖父母と孫、障害者施設職員と施設入所者といった限定をすることが必要となるか。